

平成31年第1回熊野町議会全員協議会

会議録

1. 招集年月日 平成31年1月23日

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 開会年月日 平成31年1月23日

~~~~~

4. 出席議員(12名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 尺田耕平   | 3番 立花慶三   |
| 4番 諏訪本光   | 5番 沖田ゆかり  |
| 6番 片川学    | 7番 時光良造   |
| 9番 荒瀧穂積   | 10番 大瀬戸宏樹 |
| 12番 山野千佳子 | 14番 中原裕侑  |
| 15番 馬上勝登  | 16番 山吹富邦  |

~~~~~

5. 欠席議員 2番 竹爪憲吾 8番 民法正則 13番 久保隅逸郎

~~~~~

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 西村隆雄

~~~~~

7. 説明のため出席した者の職氏名 なし

~~~~~

8. 案件

【議会】

- (1) 各常任委員会の活動状況について(報告)
- (2) 議会運営委員会の活動状況について(報告)
- (3) 議会広報特別委員会の活動状況について(報告)
- (4) 災害対策特別委員会の活動状況について(報告)
- (5) その他

~~~~~

9 . 議事の内容

(開会 16時02分)

議長 (山吹) 災害対策特別委員会でお疲れのところ、引き続き全員協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

皆様からさまざまな意見をいただきながら本日の全員協議会を円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それではただいまから全員協議会を開会いたします。

本日の全員協議会は、議会からの報告案件4件について御協議いただきたいと思えます。

それでは早速協議に移りたいと思えます。

報告案件「各常任委員会の活動状況について」、各常任委員長から報告を受けたいと思えます。最初に時光総務厚生委員長、お願いいたします。

~~~~~

総務厚生委員長 ( 時光 ) 総務厚生委員会のほうはこの間2回、総務厚生委員会を開きました。まず1回目は去年の12月17日でございます。この中で2点ほど話し合いをしたんですが、1点目は委員会活動のあり方についてということで、この3年間、もう4年目に入っていますけども、委員会活動してまいりましたさまざまな意見交換を行いました。

あと2点目でございますが選挙についてということで、また後ほど御協議をお願いしたいと思いますけど、選挙公報を出したらいかがとか、あとは選挙カーです。町内を回るのを今回はちょっと自粛したらどうかというような意見が出ました。一応これについて話し合いました。

次に1月21日、先日でございますが、この3月から始まるコンビニでの各種証明書の交付についてということで執行部より説明いただいて、さまざまな質問、意見交換を行いました。

以上でございます。

~~~~~

議長 (山吹) 続いて片川文教委員長、お願いいたします。

~~~~~

文教委員長 ( 片川 ) 文教委員会は開催いたしておりません。

以上でございます。

議長（山吹） 次に尺田産業建設副委員長、お願いします。

産業建設副委員長（尺田） 産業建設委員会より報告いたします。

12月20日に産業建設委員会を開催し、建設部及び水道部の各課から平成30年度主要事業の実施状況について説明を受け、質疑を行いました。

また7月豪雨災害に伴う災害査定後の復旧工事等の時期についてや、報道が多かったため池などの廃池に関する熊野町の状況などについて確認や意見交換を行いました。

その後、大原ハイツ緊急避難道路の計画地を現地視察いたしまして計画について説明を受けました。

以上でございます。

議長（山吹） 各常任委員長、副委員長からの報告を終わります。

この報告について質疑があればお願いいたします。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、各常任委員会の活動状況についてはこの程度として、次の報告に移りたいと思います。

報告案件「議会運営委員会の活動状況について」、議会運営委員長から説明を受けたいと思います。

沖田委員長、よろしくお願いいたします。

議会運営委員長（沖田） 議会運営委員会の活動状況について報告させていただきます。

平成30年12月6日、12月議会定例会の議会運営について協議いたしました。その際に熊野町在住碓井氏より土砂災害警戒区域の固定資産税減価に関する陳情書の取り扱いについて協議いたしました。

陳情の内容は固定資産税の課税が平等でないから、土地評価事務取扱要領を改めてほしいといったものでしたが、議会には執行権はないので、議会、委員会で審議しても議会がこの要領を改めることはできないこと、また自身に賦課された課税に不服があるのであれば行政不服審査法の手続によるのが本来であるが、不服申し立てはしていないこ

と。一般の陳情と同様に全議員にこの陳情の写しを配付しており、この陳情に賛同する議員がおられれば要領の改善を求める発議をすることも可能であること。以上のことから議長報告とさせていただきます。

次に平成30年12月12日、一般質問のあり方について協議いたしました。

通告書にない質問は議会運営に支障を来すため、するべきではない。数値のように調べればわかるものを聞くのではなく的を射る質問とする。一般質問することでどういった方向に持っていきたいのかの意図を持って質問する。質問は細かく区切って行うものではなく、ある程度まとめて行う。通告書にない質問も最終的には通告につながることもある。議員としての質問の権利を通告書等でどこまで把握・規制していくのかの課題がある。通告外の質問とならないよう、言いたい、聞きたいことに関連した事項を通告書に記載する。議長には通告外の質問であるのに発言をとめなかったり、通告と関連した質問であるのに発言をとめるようなことがないよう議会運営をお願いする。今後通告外の質問があった場合には当該議員に指導するようお願いする。以上のことを協議いたしました。

12月13日木曜日、発言の取り消しについて、荒瀬議員から12月12日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、自分の意図しない発言となってしまったため、御用学者という発言の御用の部分を取り消したいとの申し出がありました。申し出を認め、議事日程第3号の日程第2に発言の取り消しについてを追加し、今後責任を持った発言となるよう各議員が注意するということを協議いたしました。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） この報告について質疑があればお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） ないようですので、一般質問のあり方については議会運営委員長から報告がありましたとおり、今後議会運営に支障を来さないよう、皆さん十分に気をつけていただきたいと思います。

それでは、議会運営委員会の活動状況についてはこの程度として、次の報告に移ります。

報告案件「議会広報特別委員会の活動状況について」、議会広報特別委員長から説明を受けたいと思います。

諏訪本委員長、お願いします。

~~~~~  
議会広報特別委員長（諏訪本） 12月定例会の議会だよりを2月1日の発行に向けて取り組んでおります。12月17日を皮切りに4回、この前の1月21日に最終稿をまとめました。それで今アキソーゴのほうへ印刷にかけておるところでございます。

原稿のページではその他いろいろと皆さんにお世話になりましてありがとうございました。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） この報告について質疑があればお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、議会広報特別委員会の活動状況についてはこの程度として、次の協議に移りたいと思います。

報告案件「災害対策特別委員会の活動状況について」、災害対策特別委員長から説明を受けたいと思います。荒瀧委員長、お願いします。

~~~~~  
災害対策特別委員長（荒瀧） 熊野町議会災害対策特別委員会の報告をいたします。

前回の全協以来、12月5日に行いました。検証委員会の報告を議長のほうからしていただき、議員と特別委員会の役割について皆様と協議させていただきました。それで続きまして本日でございます。第1番目に平成30年7月豪雨検証委員会の経過について貞永危機管理監からお伺いいたしました。

2番目に住民避難等災害関連報道について皆さんと視聴したところでございます。

3番目、自助・共助・公助について今の熊野町とかかわりの深い3つの組織の御紹介、御案内をしたところでございます。

以上です。

~~~~~  
議長（山吹） この報告について質疑があればお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、災害対策特別委員会の活動状況についてはこの程度として、次の協議に移りたいと思います。

続いて「その他」ですが、まず選挙公報配布及び選挙カーの自粛について協議したい
と思います。

先ほど時光総務厚生委員長から報告がありましたとおり、総務厚生委員会でこの件に
ついて協議された結果、全員協議会の場での協議事項としたいという要望がありました
ので、この詳細について時光総務厚生委員長、お願いいたします。

~~~~~

総務厚生委員長（時光） 選挙公報の配布と選挙カーの自粛についてでございますが、  
趣旨といたしましては、まず選挙公報については前回の選挙前にもお話が出たと思うん  
ですけど、県内の他の市町でも行われております。統一した内容で候補者のプロフィール  
などを掲載して、新聞折り込みなどで発行される公報ですけど、これを本町でも行っ  
たらどうかという意見がありました。

ただしこれについては予算を伴うことに加え、議会サイドで事務を行うものではなく  
選挙管理委員会で行われる事務となりますので、選挙管理委員会に依頼といいますか要  
請することになるかと思えます。

また選挙カーの自粛ということでございます。この我が町熊野町は被災したまちであ  
ることを考慮し、被災者やその他の住民の感情を踏まえて選挙カーによる拡声機で連呼  
しながら町内を練り歩くのはどうかということから、例えば町民会館での公開演説会や  
街頭演説等の方法にとどめてはどうかという意見が当委員会で出ましたので、この2点  
について皆様の御意見をお聞かせいただきたいと思えます。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） 総務厚生委員長からの説明が終わりました。

皆さん御存じだと思いますが、選挙公報がどのようなものか、事務局長から説明を求
めたいと思えます。西村事務局長。

~~~~~

事務局長（西村） それでは、私のほうから選挙公報につきまして若干説明させていた  
だきたいと思えます。

選挙公報でございますが、国の選挙などでは見かけるものと思えますけれども、候補  
者の氏名や経歴、政見、それらと写真などを掲載した紙面を新聞折り込み等により住民  
に配布するもので、市町でも議会議員あるいは市長・町長の選挙において作成・配布さ

れているところがございます。

県内でも幾つかの市町でこの選挙公報を発行されているところがございますが、この選挙公報を市町で発行するに当たりましては、公職選挙法の規定によりまして条例の整備が必要となります。

現在、熊野町にはこれを規定する条例がございませんので、この条例の整備と、手続など詳細な事項を定める規定という、そういったものの整備が必要となります。

また先ほど時光委員長からもございましたが、この選挙公報の発行につきましては選挙管理委員会で事務がなされるということになります。

条例及び規程につきましては、これまで条例等を整備されているいずれの市町でもほぼ同じような内容となっておりますが、申請から発行に至るまで、例えば掲載を希望する候補者が選挙管理委員会に申請し、選挙管理委員会が作成して発行すること。また掲載内容におきましては既定の様式を用いることや選管側では提示された掲載文を原文のまま掲載することなどが規定されているようでございます。

加えまして、印刷発行や新聞折り込みについては予算を伴うこととなります。印刷、それから新聞折り込み料としておおむね10万円程度になるかと思うんですが、必要になるものと考えます。

このたびの選挙に間に合うようにするためには、遅くとも3月定例会にはこの条例案というものが上程されまして、議決されることが前提となります。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 説明が終わりました。それでは質疑並びに意見をお伺いしたいと思います。ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） 私のほうからちょっと思いを話をさせてもらえば、選挙公報についてですが、これは委員長からいろいろ話がありましたように、特に他町のほうでもやっておられますし、そしてまた住民の方へ選挙もあるんじやのというような思いを持っていただけたらと思いますし、またそういう公報が回れば、どういう方が、こういう方がというようなこともあると思うので、私個人としてはいいことじゃないかというように思っておるんですが、皆さんの意見を聞かせてください。

中原議員。

~~~~~  
14番(中原) 候補者については、ここで意見を統一するというのは新しく出た人にとどこまで浸透できるかどうかというのはわからんよね。新しい人には。

議長(山吹) そうですね。

14番(中原) 前もそういうこともあったんですが、うるさいけ、もうやめようやという話とか。

議長(山吹) そうですね。それから選挙カー。

14番(中原) 説明会があるじゃない。そのときにやめるということはできないわけじゃろう、こういう申し合わせをしましたから自粛してくださいと、新しく出る人にはね。というような言い方をせにゃいかんのじゃないか。

議長(山吹) そうですね。

14番(中原) 難しいところはわかるんです。

議長(山吹) 時光議員。

7番(時光) やはり新しく出られる方というのは、やはりその公報をつくったにしる、あれは誰かというようなことになりますので、やはり選挙カーに関しては走らせたいだろうという意見がありました。

だからこれに関しても皆さんの御意見を聞いてからということで、委員会の中でも選挙公報のほうは話もすぐまとまったんですけど、選挙カーの自粛についてはちょっと2つに話が分かれたので。

議長(山吹) 中原議員。

14番(中原) 今のここにおられる人は、それはもう、じゃあそうしましょうということで済むだろうと思うけど、それだけでもこうしますと言うてくれりゃあ。

議長(山吹) いいですか。

14番(中原) それで新しい人には自粛をしてくださいと。負けたようなけ、やりますというようなことになったらまた同じようなことになるし。

7番(時光) 難しいとは思いますが。

議長(山吹) 私は思うのに、選挙カーについては公職選挙法で認められたものですし、選挙管理委員会でもこれを制限するというのは難しいんじゃないかと思えますし、もう自分は自粛しようと思われることであれば個々の候補者の判断においてそうされたらよいんじゃないかというように思います。



14番(中原) そこら辺が難しいんじやの。

議長(山吹) はい、そこら辺が難しいと思うんですよ。難しいんですが、だから私がちょっとそのことで住民の方から意見を聞いたのが、選挙カー自粛ということもあるらしいの、坂がなったらしいのと言われたときに、5日間の間に何もせずにあんたら、選挙もせずにあれか、安気にしよるんかというような意見も、何をやっても一長一短があって難しい点だろうと思うんですが、個々の候補者にその辺の判断を仰がにゃいけんというような思いはしてますけども、どうでしょうか。

尺田議員。

1番(尺田) 間をとって時間を短縮するとか、そういう考えじゃどうなんですか。7時まででしたっけ。

議長(山吹) 8時。

1番(尺田) 8時まで丸々するんじゃないくて、例えばラッシュ時が大体5時過ぎてからだから5時までにするとか、早朝からはちょっと自粛するとか、だからもう少し時間を短縮するとかいう考えとかはどうなんですか。

議長(山吹) だからその辺がちょっと、逆に選挙管理委員会のほうに申し出がまたちょっと難しくなるんじゃないかというようなこともあるんで。

14番(中原) ちょっと間がありますから。

議長(山吹) はいじゃがこれをおある程度決めておかないと、今度は選挙に近くなったら選挙管理委員会のほうに遅くなって要望しても、ちょっと検討していただくのも時間もかかるような気がするんで、もしここで決めてもらったらというように思いますが、どうでしょうか。

時光議員。

7番(時光) 個々の判断で議長言われるように、やられるしかないんじゃないですか。と思います。

議長(山吹) ほかにどうでしょうか。一方的に私がそう決めつけても悪いと思うんですが。

中原議員。

14番(中原) それはみんな、その公報をやめたら楽なよの、気分的には。

議長(山吹) それじゃ候補者の個々のいうのでお願いしたらと思うんですけど、どうでしょうか。

14番(中原) 難しいよの。

議長(山吹) 何をやっても難しいのは難しいんです。

沖田議員。

5番(沖田) 尺田議員のおっしゃられたように、時間をとというのは難しいんですか。今ちょっと具体的な時間を言われたんですが、例えば連呼するのは午後からにするとかというような、時間帯を区切るとというのは難しいんですか。

14番(中原) いや、それももう。

5番(沖田) 申し合わせなく。

14番(中原) それも申し合わせじゃけ。それは公職選挙法で決まってるんじゃけ。

5番(沖田) そうですよ。

議長(山吹) 中原議員。

14番(中原) それはもう、申し合わせよ。新しくなった人は売りたいけ、どうしてもなる人は売りたいけ、どうしても8時から8時までは。

5番(沖田) そうです、やりますよね。

14番(中原) それはやりたいというのが、それが普通じゃけ。

5番(沖田) そうですよね。

14番(中原) それは、後は自粛。みんなが自粛するというだけの話で。

7番(時光) 夜しかおらん人もおるしね。

5番(沖田) そう、夜勤明けで朝は寝てる人もおるしね。

議長(山吹) ちょっと懇談にならんように、ボタンを押してやってください。

私が思うのに、新しく若い人に出てもらおうとか、新しい若い人に出てもらおうということで今の報酬等の調査検討委員会ですか、そこで現状のままで16名の、若い人、新しい人が出るためにそうなったので。それで新しく出る人は恐らく大変だと思うんです。そういう頭があるので、なるべく新しく出る人も活発にPRもしたいと思われるので。

片川議員。

6番(片川) ちょっと話が急なので、きょう結論づけるのも難しいと思うんです。今度2月に研修に行ったりするでしょう。

議長(山吹) はい。

6番(片川) その時答え出すとか、もう一遍集まってもらったらどうですか。それで

私は自粛ムードがある中で新聞に載せるほうが、私はよっぽど悪いと思うんです、私の意見はです。自粛という空気を持っていくのであれば、公報するべきでないとは思うんです、それこそ。

それでそこから、ここはよかろう、それじゃ街宣車においては、ちょっと私はピントがずれているような気がするんです。自粛するのであれば公報もせず、要らん経費もかけず、それで街宣車において、選挙カーにおいても申し合わせというものはつくってしかりじゃろうと思うんです。じゃけ、もうちょっと皆さんしっかり考えて、答えを出したらどうかと思います。

議長（山吹） 今、片川議員の意見なんですが、そうすればいいんですが、これも臨時議会を開いて条例のもうつけ加えないといけないこともあるし、それはまた改めてこの全協も近日中に開いて、皆さんの意見をもう一度聞かせてもらうということもできるので、どうですか、そのようにさせていただきますでしょうか。

6番（片川） そのほうがいいと思います。

議長（山吹） はい。それじゃあそのようにさせていただきますので。また早目にとっても急遽になろうかと思うんですが、全員協議会をまた開いて協議したいと思いますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

議長（山吹） それでは、以上をもちまして全員協議会を終了したいと思います。

（閉会 16時27分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長